

国民年金からのお知らせ

付加保険料を納付しませんか？

自営業・自由業・学生などの方(国民年金の第1号被保険者)は、報酬によって保険料や給付額が増減する厚生年金保険などの被用者年金制度の加入者(第2号被保険者)とは違い、保険料と給付(老齢基礎年金)額が定額となっています。

そのため、将来の生活設計に合わせて基礎年金に上乘せができるよう、公的な年金制度である国民年金基金や、農業者が加入できる農業者年金などの制度があるほか、付加保険料を納付していただく付加年金があります。

付加保険料の金額

付加保険料の額は、1か月400円です。
納めることができるのは、第1号被保険者、または任意加入被保険者の方です。

老齢基礎年金の年金額は、年額786,500円(満額)40年間保険料納付ですが、老後により多くの老齢基礎年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料(14,980円)のほかに、付加保険料(400円)を上乗せして納付することができます。

※これら上乘せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

※保険料納付の免除・猶予を受けている方や、国民年金基金の加入員の方は、付加保険料を納付することはありません。



国民年金基金の加入については、次のところにお問い合わせください。

◆問い合わせ先

奈良県国民年金基金
奈良市大宮町4丁目255
まつもりビル2
0120(65)4192

付加年金額

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」です。

例えば、40年間付加保険料を納付した方には、786,500円に96,000円(200円×480月)が上乘せされ、合計882,500円が支給されます。

老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給され、老齢基礎年金の繰り上げ支給、または繰り下げ支給を受けるときには、付加年金額もその減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料を40年間納付した場合

○付加保険料 400円×40年(480月) = 192,000円

老齢基礎年金額	=	786,500円
+		
付加年金額	=	200円×40年(480月) = 96,000円(年額)
将来受け取る年金額	=	882,500円(年額)

※付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料の総額と同額になるため、3年目以降はお得になります。

学生納付特例の申請は、 もうお済みですか？

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請をして承認を受ければ、在学期間中の保険料を猶予し、負担できるようになった時点(ただし、10年以内)で追納することができます。

学生納付特例の申請は、毎年必要となりますので、忘れずに手続きしてください。



◆問い合わせ先

○大和高田年金事務所 国民年金課
☎(22) 3531
○役場 保険年金課
☎(55) 1001 内線1143